

公益財団法人 田附興風会 医学研究所 北野病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

北野病院の病院理念に基づき、院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、終息を図り、かつ再発防止策を講じる。このため院内感染対策を全病院職員が把握し、適切で安全な質の高い医療サービスの提供を図ることを目的に、本指針を作成する。

2. 院内感染対策委員会の組織に関する事項

院内感染対策委員会は組織横断的な構成員で組織し、毎月1回定期的に開催し院内感染対策の策定と推進を図る。さらに、感染制御対策室を設置し、組織横断的な感染制御チーム（Infection Control Team：以下「ICT」という）、抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial stewardship team：以下「AST」という）を組織する。

1) 病院管理者

病院管理者（以下「病院長」という）は、院内感染対策のための体制確保に係る措置として次に掲げるものを講じる。

- (1) 院内感染対策のための指針の策定
- (2) 院内感染対策のための委員会の開催
- (3) 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
- (4) 病院における感染症の発生状況の報告、その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施

2) 院内感染対策委員会

院内感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な院内感染対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会組織および運営については、「院内感染対策委員会規定」に定める。

(1) 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ① 院内感染防止のための職員に対する教育、訓練、啓蒙に関すること。
- ② 病院における感染対策のマニュアルの策定に関すること。
- ③ 医療関連感染サーベイランスの企画、指導、評価に関すること。
- ④ 院内感染発生時における疫学的分析による対策の確立に関すること。
- ⑤ 抗菌薬の適切な使用指導と監視などの特殊対策の実施に関すること。
- ⑥ 院内感染防止の調査研究に関すること。
- ⑦ 環境改善に関すること。

3) 感染制御対策室の設置

- (1) 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、病院長直属の感染制御対策室を設置する。
- (2) 感染制御対策室の業務、組織および運営等については、「北野病院感染制御対策室の役割と業務」に定める。
- (3) ICD（感染制御医師）ICN（感染管理認定看護師）を中心に置き、感染防止に関する企画・立案を行い、院内感染対策委員会に必要事項や検討課題を提出する。
- (4) ICD、ICN、薬剤師、臨床検査技師から構成する ICT および AST を組織し院内における実働的な活動を行う。

4. 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 職員研修として、全病院職員を対象に年2回以上講習会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果は、記録を保存する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本指針

- (1) 院内感染発生時は、院内の感染対策マニュアルに定めた対応に従い、標準予防策と適切な経路予防策を実施する。
- (2) ICT は、当該部署および関連する部署に対して、感染対策についての必要事項を確認し、適切な感染対策の実施が出来るように努める。
- (3) 職員は自己に院内感染の疑いがある時、および疑いのある患者を認知した時は所属長を通じて感染制御対策室に報告する。

6. 重大な院内感染発生時の対応

- (1) 重大な院内感染発生時、感染制御対策室は院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の管理者と直ちに連絡し、発生状況を把握する。感染制御対策室は経過および患者への対応等を病院長ならびに医療安全管理部部長に報告する。
- (2) 発生部署の病院職員および感染制御対策室は、速やかに発生の原因を究明とともに、改善策を立案・実施する。
- (3) 疫学的、臨床的問題となる感染症患者が発生したら緊急に委員会を開催し、現状を把握した上で院内感染を拡大させないように速やかに対策を立てる。
- (4) 重大な院内感染に対する改善策の実施結果は、委員会および医療安全管理委員会を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

7. 患者への情報提供と説明

疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

8. 病院における院内感染対策の推進

- (1) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- (2) 院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の別紙「北野病院感染対策マニュアル」を遵守する。
- (3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は院内掲示板にて病院職員に周知徹底する。

9. 本指針の閲覧

本指針は、感染対策マニュアル内に保管する。感染対策マニュアルは、院内データベースから全職員が閲覧できる環境下に保存する。改訂時は院内システムの掲示板等で改訂の旨を掲示する。

本指針は、本院ホームページにおいて、患者又は家族が閲覧できるようにする。

以上

作成日 2007年09月30日
改訂日 2014年08月25日
改訂日 2016年02月22日
改訂日 2017年09月20日
改訂日 2022年9月30日
改訂日 2024年11月15日